

答申 第 6号  
平成27年3月25日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 山田 やす子

伊勢市個人情報保護条例の改正に関する意見について（答申）

平成27年1月19日付けで諮問のありました伊勢市個人情報保護条例の改正に関する意見については、下記のとおりお答えします。

#### 記

1. 審議会開会日 (第1回) 平成27年1月21日(水)  
(第2回) 平成27年3月25日(水)
2. 開会場所 (第1回) 伊勢市役所東庁舎4-3会議室  
(第2回) 伊勢市役所東庁舎4-2会議室
3. 出席委員及び事務局員  
会 長 山田やす子 委 員(職務代理者) 濱田 秀也  
委 員 大谷 健 委 員 小寺 留男  
委 員 富永 健 事務局(総務課) 中川 雅日 濱地 直樹
4. 諮問内容説明者 総務課 中川 雅日
5. 諮問内容

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の制定に伴い、今後、国民に個人番号を付番し、社会保障、税、災害対策の分野において活用することで、社会保障や税の給付と負担の公平化、国民の利便性の向上が図られることとなった。

番号法では、保有する個人番号をその内容に含む個人情報の適正な取扱い等を確保し、必要な措置を講ずることを求めており、番号法の趣旨を踏まえた規定の整備をするため、また、個人情報保護制度を取り巻く情勢の変化等を踏まえた見直しを行うため、個人情報保護条例を改正するに当たって、意見を求められたもの。

#### 6. 審議会としての答申

今回の個人情報保護条例の改正に関しては、番号法の趣旨を踏まえた規定の整備であること、また、現行の条例で定めている事項についても、行政機関個人情報保護法等に沿った条文の整備や見直しを図るために必要な改正であることから、伊勢市個人情報保護条例の改正について、提案された案のとおり改正することが妥当である。